

**「子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例(案)制定について」
に寄せられた意見と市の考え方について**

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成26年7月14日から 平成26年7月28日まで
意見募集結果	意見提出者数 2人(1個人、1団体)
	意見数 16件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件
	原案のとおりとしたもの 16件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>基本は児童福祉法第24条第1項に基づき、自治体の責任において、保育を必要とするすべての子どもに安心・安全の保育を保障することが求められます。留意すべきことは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安心が確保されること ○格差を持たないこと ○負担の増加を伴わないこと <p>安心して働くために必要な保育を保障することの前提として、子どもの最善の利益が優先されるよう配慮された条例制定が必要です。</p>	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法の理念を踏まえ、条例制定を進めてまいります。</p>	無
2	<p>あまりに多様で複雑な制度になり、保護者の混乱を招くことが心配されます。</p>	<p>平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」につきましては、これまでも広報紙や市ホームページでお知らせしているところですが、今後、保護者の方が手続き等を行う上で混乱することの無いよう、適切な周知を図ってまいります。</p>	無
3	<p>子どもの発達を考えた保育を基本とするために定員を超過しての入所に歯止めをかける必要があります。</p>	<p>「佐倉市次世代育成支援行動計画(後期計画)」では、今年度末までに認可保育園の定員を1,800名とする目標を定めておりますが、これまで、市有地への民間保育園の誘致や既存施設の定員の見直し、老朽化した公立園の建て替えに伴う定員増を行った結果、最終的に1,900名と目標を達成する見込みです。</p> <p>しかしながら、昨今の社会経済情勢などから保育需要は一層の高まりを見せており、いわゆる弾力運用(定員を超過しての入所)をせざるを得ない状況にあります。</p> <p>引き続き、喫緊の課題である待機児童を解消するために、民間を基本とした認可保育園の整備や、小規模保育事業等、地域型保育事業の実施など、多様な取り組みを進めた上で、適切な利用定員の設定ができるよう努めてま</p>	無

		います。	
4	給食はすべての保育形態において自園方式とし、外部搬入は認めないこと。	厚生労働省令に従うべき基準でありますので、省令に基づいてまいります。	無
5	安全な避難対策を考えて、施設の原則は1階とし、3階以上は認めないこと。	厚生労働省令では参酌すべき基準となっており、小規模保育事業につきましては認可保育所と同様の基準となっておりますので、省令に基づいて規定する上で、その運用については今後、慎重に検討してまいります。	無
6	保育の担い手は保育資格を持ったものとする。	厚生労働省令に従うべき基準でありますので、省令に基づいてまいります。	無
7	居宅訪問型保育事業に関して、深夜保育は複数で対応する形態とすることが必要です。基本的に夜間保育は拡大すべきではないと考えます。 また、障害があっても集団保育が可能な子どもは保育所で受け入れること。	ご意見として今後の参考とさせていただきます。	無
8	運営者の質を担保するために全面的な経理の公開を求め、給付費の用途制限を盛り込むこと。	給付費の用途制限及び弾力運用については、今後国から何らかの形で示されるものと推察しておりますので、今後も国の動向に注視し、対応してまいりたいと考えております。	無
9	職員の常勤・非常勤の数、勤続年数、過去3年間の退職者数、保護者会の実施状況などを公表対象とすること。	内閣府令では、「重要事項の掲示」「情報の提供等」は参酌すべき基準となっておりますが、省令に基づいて規定する上で、その運用については今後、慎重に検討してまいります。	無
10	上乗せ徴収、実費徴収は保育料徴収基準としては認めず、歯止めをかけること。	内閣府令に従うべき基準でありますので、府令に基づいてまいります。	無
11	学童保育の設置基準について ○指導員の配置基準は20人までは3人、30人までは4人以上とすること。 ○面積基準はもう少し広くするか、休憩室を設置すべきです。	指導員の配置につきましては、厚生労働省令に従うべき基準でありますので、省令に基づいてまいります。面積基準につきましては、厚生労働省令で参酌すべき基準となっておりますが、既存施設との整合性を図る必要があることから、「佐倉市児童センター・学童保育所運営基準」で定めている1.65㎡に合わせてまいります。	無
12	これまでの保育施策に比べ施設や事業が複雑、多岐になっていることから「すべてのこどもの保育を受ける権利の保障」を基本理念として、条例を策定する。	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の理念を踏まえ、条例制定を進めてまいります。	無
13	保育料以外の上乗せ、実費徴収できる項目は条例で特定されているが、保護者の負担が規制される内容になっていない。上乗せ、実費徴収を必要最低限に抑える規定を設ける。	内閣府令に従うべき基準でありますので、省令に基づいてまいります。	無

14	<p>施設、事業の運営についての重要事項に関する規定が各条例にあるが、その中で、職員の職種、員数および職務の内容に、正規・非正規、勤務年数なども追加し、情報を公開する。</p>	<p>内閣府令では、「重要事項の掲示」「情報の提供等」は参酌すべき基準となっておりますが、省令に基づいて規定する上で、その運用については今後、慎重に検討してまいります。</p>	無
15	<p>地域型保育の保育料の徴収基準や認可基準は保育所と同等の基準とする。</p>	<p>利用者負担につきましては、保育認定（2号認定又は3号認定）を受けた児童に対し位置付けられますので、施設型給付（保育園）でも地域型保育給付でも、原則的には同等になるものと考えております。</p> <p>また、認可基準については、基本的に厚生労働省令に基づいて条例制定する考えでありますが、地域型保育事業の特徴を鑑み、慎重に運用を検討してまいります。</p>	無
16	<p>放課後児童健全育成事業の設備、運営基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用区画の面積は、児童一人当たり概ね1.65㎡としていますが、保育所の5歳児の生活室が1.98㎡になっており、面積基準を広くすべきである。 ・支援単位ごとに2人以上おく「放課後児童支援員」は、補助員ではなく有資格者とする。 	<p>面積基準につきましては、厚生労働省令で参酌すべき基準となっておりますが、既存施設との整合性を図る必要があることから、「佐倉市児童センター・学童保育所運営基準」で定めている1.65㎡に合わせてまいります。</p> <p>職員の配置については、厚生労働省令に従うべき基準でありますので、省令に基づいてまいります。</p>	無